

藤井臨時委員提出資料（10/7）に対する事務局回答

基本指針に採用された「証拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making）」という観点から、今回の基準案において、実施した調査並びに参考にした資料について、教えて下さい。

今回は、「議員立法という原点」ということが基準案のポイントとされているため、国会議員から提供された情報（主に超党派議連の要望書に付随した資料ということにはなるとは思います）の有無についても回答をお願いします。

なお、個々の質問に対し、調査や資料が無い場合は、その旨、回答をお願い申し上げます。

【質問 A】

A. 基準案の効果予測

1. 悪質な事業者は何件いる（全事業者の何%）
2. 基準案で退場となる事業者数（全事業者の何%）
3. 基準案をすり抜ける事業者数（全事業者の何%）
4. 今回導入する主な基準案で、不適合となる事業者数（全事業者の何%）

<環境省の調査結果>

<国会議員の調査結果>

【回答 A】

基準案は、令和元年6月に公布された改正動物愛護管理法第21条第3項の規定に基づき、「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」において専門家等の意見を踏まえ、検討を重ねたものです。

このため、ご指摘のような悪質な事業者や廃業する事業者等の件数や割合を根拠に具体化を行ったものではなく、動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から、現行の定性的な基準をできる限り具体的なものとするとともに、必要な項目を追加したものです。なお、今回の基準案の検討においては、犬猫適正飼養推進協議会からのヒアリングを実施（令和2年2月3日）するとともに、犬猫適正飼養推進協議会に実態調査の受入先事業者の紹介を依頼し、現地調査を実施（令和2年3月6日）する等しています。また、自治体の動物愛護管理担当職員からは、程度の差はあるが、多くの事業者がそれぞれ改善すべき課題を有しているとの指摘があります。

基準の効果・影響としては、動物の健康・安全の保持を行うに当たって、動物のより良い状態の確保につながるものと考えており、事業者に対しては、適切で明確な行動指針を与えるとともに、不適切な事業者には速やかな改善を促し、改善の意思がなければ登録を取り消す等の自治体職員による指導監督の実効性を確保するといった動物取扱業の更なる適正化に資するものと考えています。

【調査の概要（第6回検討会資料より抜粋）】

- ・ 第一種動物取扱業者（中部地方の犬猫の繁殖業者）4施設の現地調査を実施。
（A 小型犬ブリーダー、B 小型犬単犬種ブリーダー、C 犬・猫ブリーダー、D 猫ブリーダー）
- ・ 第二種動物取扱業者（関東地方の動物保護施設）に web 会議による聴き取りを実施

なお、効果予測に対する国会議員や議員連盟による調査については、確認した範囲では該当する資料等はありませんでした。

【質問 B】

B. 基準案の影響予測（事業者）

5. 違反により飼育できなくなる繁殖用の犬猫の頭数
6. 余剰となる犬猫の受入先と受入可能頭数
7. 廃業する事業者数(全事業者の何%)
8. 廃業する事業者に対し必要な支援策(資産の清算、生活保護、転職斡旋など)

<環境省の調査結果>

<国会議員の調査結果>

【回答 B】

違反により飼育できなくなる頭数や余剰となる犬猫の受入先の問題については、新たな基準に適合しない事業者は、販売、譲渡等により頭数を減らしたり、従業員を新たに雇用したりすることにより対応いただく必要があります。このため、ケージの規模、従業員の員数、繁殖に係る基準については、違法な遺棄や殺処分、不適正飼養を防止し、必要な準備期間を確保するための経過措置を規定することとしています。仮に遺棄、殺処分等が行われるようなことがあれば、速やかに刑事告発を行うなど法違反として厳正な対応を行うとともに、一部の基準の経過措置期間中においても、基準を運用して、適正飼養を担保し、経過措置を定めた基準との乖離が大きい事業者等については、集中的に指導等を行い、経過措置期間終了までに新たな基準に適合できない場合は、取消しを視野に厳格な対応を行う必要があると考えています。それでもなお残る保護犬猫、繁殖を引退した犬猫の譲渡の促進等に係る問題等については、環境省、関係行政機関、第一種・第二種動物取扱業者等の連携を図り、基準の施行に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないように、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進めることとしています。譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進するための議論の場の設置等にも取り組んでいきたいと考えており、事業者におかれても、法律で終生飼養の義務が課されていること等を前提として、必要な取組を進めていただくようお願いしたいと考えています。なお、事業者が基準に適合するための支援措置等については、中小事業者等に対して活用可能な支援制度等を紹介するなど、必要な対応を図ってまいりたいと思います。

なお、影響予測に対する国会議員や議員連盟による調査については、確認した範囲では該当する資料等はありませんでした。

【質問 C】

C. 基準案の影響予測（社会全般）

9. 子犬子猫の需給ギャップによる取引価格の変化
10. 国内で供給される子犬子猫の頭数変化
11. 国内需要に対し不足する子犬子猫の代替供給路（輸入の可能性の有無など）
12. 犬猫減少による関連産業の経済的損出規模：ペット関連商品（用品・フード）の製造・販売
13. 犬猫減少による関連産業の経済的損出規模：ペット関連サービス（美容、ホテル、トレーニングなど）
14. 犬猫減少による関連産業の経済的損出規模：獣医療（動物病院、動物用医薬品など）
15. 法律の目的（人と動物の共生する社会実現）に鑑み、犬猫減少が進み、動物の飼育経験のない人が大多数を占める社会に近づくことの影響〔定性的〕

<環境省の調査結果>

<国会議員の調査結果>

【回答 C】

基準案の社会全般への影響予測として、子犬子猫の需要が減少する要素としては、人口の減少、集合住宅居住者割合の増加等が、増加する要素としては、新型コロナウイルス対策や働き方改革による在宅時間の増加等が想定されます。今回の基準の具体化による御指摘の取引価格の変化や関連産業の経済的損失としては、短期的には価格の上昇による供給の減少やそれに伴う関連産業への影響につながる可能性があります。動物取扱業の更なる適正化が図られることで、事業の社会的価値や社会的評価の向上が図られ、供給の安定化や関連産業の活性化につながることも期待されます。

法目的との関係については、動物愛護管理基本指針においても、「人と動物が共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくために、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこととしており、法の目的である動物の愛護と管理の両面から、犬猫の健康・安全に配慮し、生活環境被害等の防止が図られる適正飼養を確保することを大前提としつつ、「人と動物の共生」を実現するために、国民が動物とどのような関わりを培っていくことが適切であるかを含めた、国民的な議論が必要と考えています。

なお、基準案の社会全般への影響予測に対する国会議員や議員連盟による調査については、確認した範囲では該当する資料等はありませんでしたが、令和元年の法改正自体が、動物取扱業の更なる適正化、動物の不適切な取扱いへの対応強化を図るための所要の改正を行ったものであることから、これを前提として飼養管理基準の具体化を行うことは法の目的に沿ったものであると認識しています。

政策立案の根拠に関する確認事項

基本指針に採用された「証拠に基づく政策立案(Evidence Based Policy Making)」という観点から、今回の基準案の作成において、実施した調査ならびに参考にした資料について、教えてください。

今回は「議員立法という原点」ということが基準案のポイントとされているため、国会議員から提供された情報(主に超党派議連の要望書に付随した資料ということになるとは思いますが)の有無についても回答をお願いします。

なお、個々の質問に対し、調査や資料が無い場合は、その旨、回答をお願い申し上げます。

A. 基準案の効果予測

質問	環境省の調査	国会議員からの提供情報
1. 悪質な事業者は何軒いる (全事業者の何%)		
2. 基準案で退場となる事業者数(全事業者の何%)		
3. 基準案をすり抜ける事業者数(全事業者の何%)		

4. 今回導入する主な基準案で、不適合となる事業者数(全事業者の何%)

<環境省の調査結果>

対象	飼養面積	運動時間	飼育頭数	出産回数	交配年齢	被毛・爪
繁殖	犬					
	猫					
販売	犬					
	猫					

<国会議員の調査結果>

対象	飼養面積	運動時間	飼育頭数	出産回数	交配年齢	被毛・爪
繁殖	犬					
	猫					
販売	犬					
	猫					

B. 基準案の影響予測(事業者)

質問	環境省の調査	国会議員からの提供情報
5. 違反により飼育できなくなる繁殖用の犬猫の頭数		
6. 余剰となる犬猫の受入先と受入可能頭数		
7. 廃業する事業者数(全事業者の何%)		
8. 廃業する事業者に対し必要な支援策(資産の清算、生活保護、転職斡旋など)		

C. 基準案の影響予測(社会全般)

質問	環境省の調査	国会議員からの提供情報
9. 子犬子猫の需給ギャップによる取引価格の変化		
10. 国内で供給される子犬子猫の頭数変化		
11. 国内需要に対し不足する子犬子猫の代替供給路(輸入の可能性の有無など)		
12. 犬猫減少による関連産業の経済的損出規模:ペット関連商品(用品・フード)の製造・販売		
13. 犬猫減少による関連産業の経済的損出規模:ペット関連サービス(美容、ホテル、トレーニングなど)		
14. 犬猫減少による関連産業の経済的損出規模:獣医療(動物病院、動物用医薬品など)		
15. 法律の目的(人と動物の共生する社会実現)に鑑み、犬猫減少が進み、動物の飼育経験のない人が大多数を占める社会に近づくことの影響[定性的]		